

《11月 は児童虐待防止推進月間です》

子どもの「命」と「権利」そしてその「未来」を社会全体で守るために地域では何ができるか、子育てに悩んでいる人はどうしたら良いのか、多くの方が理解し、行動することが大切です。

■ 児童虐待とは

2020年4月に児童虐待防止法が改正され親権者などによる体罰の禁止が法律に明記されました。

児童虐待は以下のように4種類に分類されます。



【身体的虐待】 殴る、蹴る、投げ落とす、激しく揺さぶる、火傷を負わせる など

【性的虐待】 子どもへの性的行為、性器を触る・触らせる、ポルノグラフィの被写体にする など

【ネグレクト】 食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置する、病気になっても病院に連れて行かない など

【心理的虐待】 言葉による脅し、無視、きょうだい間での差別的扱い、子どもの目の前で家族に暴力をふるう (DV) など

■ 子育て中のお母さんお父さんへ

子育てはとても大変なことです。子どもに腹が立ったり、イライラしたりすることは、子育て中の保護者の多くが経験するものです。大切なのは、その気持ちに気づいて誰かに助けを求めることです。保護者が孤立せず、地域で安心して子育てができるよう、おやこ・まるまるサポートセンターでは、子育て中の保護者の方へ支援をしています。ひとりで悩まず、ご相談ください。

■ 地域の方へ

「心配な子どもがいるけど、連絡していいのかわからない」など、色々考えて通告を迷ってしまうかと思います。子どもが自らSOSを出すことはとても勇気のいることです。連絡をすることは、親を告発することではなく、子どもの支援の第一歩です。心配な子どもから目をそらすことのできない皆さんの優しさを勇気に変え、ためらわずご連絡ください。皆さんからの連絡が子どもを虐待から守ります。危害が加えられている場合や危険を感じる場合は、すぐに警察へ110番通報してください。

【相談機関】

○こども課 おやこ・まるまるサポートセンター
(みらい平市民センター2階)

☎ 0297 - 44 - 8822

午前8時30分～午後5時15分(土・日・祝日・年末年始を除く)

○児童相談所全国共通ダイヤル

☎ 189 (いちはやく)

24時間電話受付 (休日はありません)

○土浦児童相談所

☎ 029 - 821 - 4595

午前8時30分～午後5時15分(土・日・祝日・年末年始を除く)

○いばらき虐待ホットライン

☎ 0293 - 22 - 0293

24時間対応 (休日はありません)

これってDVなの？

配偶者またはパートナーから、こんなことをされていませんか？

【身体的暴力】 殴る、蹴る、物を投げる など

【精神的暴力】 無視する、脅す、怒鳴る など

【社会的暴力】 実家や友人との付き合いを制限する など

【経済的暴力】 生活費を渡さない、借金をさせる など

【性的暴力】 望まない性行為を強要する など

このような行為は、すべてDVです。「自分が悪かったかも」という理由があったとしても、「暴言」「暴力」という行為は、許されるものではありません。「これってDV？」など、ささいなことでも構いません。一度、誰かに話してみませんか。

【相談機関】

○こども課 おやこ・まるまる
サポートセンター (みらい平
市民センター2階)

☎ 0297 - 44 - 8822

午前8時30分～午後5時15分
(土・日・祝日・年末年始を除く)

○茨城県警 女性専用相談電話
DV・ストーカー・リベンジポ
ルノに関する女性からの相談

☎ 029 - 301 - 8107

女性警察官が24時間対応

○茨城県配偶者暴力相談支援
センター(女性相談センター)

☎ 029 - 221 - 4166

平日：午前9時～午後9時
土日祝：午前9時～午後5時
(年末年始休み)

○DV相談ナビ

☎ #8008

発信地などの情報から、
最寄りの相談機関の窓口
に電話が転送されます。